



2021年6月4日

各 位

会社名 新光商事株式会社  
 代表者 代表取締役社長 小川達哉  
 (コード番号 8141 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 一色修志  
 電話番号 03-6361-8111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年6月4日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2021年6月25日開催予定の第68期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の処置を定めるものであります。
- ②インターネットの普及を鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規程を新設し、それに伴い、現行定款第16条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(公告の方法) 第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞または官報に掲載する方法により行う。</u>
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、 <u>事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第16条～第47条(条文省略)	第17条～第48条(現行通り)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日(予定)  
 定款変更の効力発生日 2021年6月25日(予定)

以上